

第五十号議案

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第四十一条・第四十二条）」を「（第四十一条―第四十三条）」に改める。

第一条中「第四十一条」を「第四十二条」に改める。

第三条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第七条第二項中「、第九条」を「から第九条の二まで」に改める。

第九条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第九条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動で

あつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第九条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第九条の二 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第十三条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第十五条第三項中「（平成九年法律第二百二十三号）」を削る。

第二十六条に次の一項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十一条の二 軽費老人ホームは、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十二条に次の一項を加える。

3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めな

ければならない。

第四十条中「次条、第九条」を「次条から第九条の二まで」に、「第八条、第九条」を「第八条から第九条の二まで」に改める。

第四十二条を第四十三条とし、第四十一条を第四十二条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第四十一条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第三条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

附則第十条中「、第十条」を「から第十条まで」に、「次条、第九条」を「次条から第九条の二まで」に、「準用する第九条」を「準用する第九条、第九条の二」に改める。

附則第十一条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームB型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

附則第十七条中「、第十条」を「から第十条まで」に、「次条、第九条」を「次条から第九条の二まで」に、「準用する第九条」を「準用する第九条、第九条の二」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第四項、第三十一条の二（新条例第四十条並びに附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）、附則第三条第四項及び附則第十一条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、新条例第十三条（新条例第四十条並びに附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第十三条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置を除く。）に」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第九条第三項（新条例第四十条並びに附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第九条第三項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第九条の二（新条例第四十条並びに附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第九条の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければ

ばならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第九号）の施行による軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第一百七号）の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。